

## 移行認可申請書類目次

### 申請書

#### 別紙1 法人の基本情報

1. 法人の基本情報

#### 別紙2 公益目的財産額

1. 算定日
2. 公益目的財産額
  - (1) 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額
  - (2) 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額
  - (3) 基金の額
  - (4) その他支出又は保全が義務付けられているものの額
3. 時価評価資産の時価の算定根拠を明らかにする書類

#### 別紙3 公益目的支出計画等

1. 公益目的支出計画を記載した書類
  - (1) 法人の名称
  - (2) 主たる事務所の所在場所
  - (3) 公益目的財産額
  - (4) 実施事業の内容等
  - (5) 特定寄附の内容等
  - (6) 公益目的支出の見込額等の算定について
  - (7) 公益目的支出計画の実施見込み
2. 公益目的支出計画実施期間中の収支見込み
3. その他認可基準に適合することを説明する書類
  - (1) その他の主要な事業の内容等
  - (2) 費用配賦計算表
  - (3) 特別の利益供与を行わないこと等の誓約書
  - (4) 定款の変更の案についての説明書

#### 別紙4 その他の添付書類

##### <全法人>

1. 定款
2. 定款の変更の案
3. 定款の変更に関し、必要な手続きを経ていることを証する書類
4. 登記事項証明書
5. 算定日における財産目録並びに貸借対照表及び附属明細書
6. 申請直前事業年度の損益計算書及び附属明細書
7. 申請直前事業年度の事業報告及び附属明細書
8. 事業計画書及び収支予算書

##### <該当する法人のみ>

- 9. 許認可等を証する書類・・・・・・・・・・・・・・・・
- 10. 最初の評議員の選任に関する旧主務官庁の認可書の写し・・・・・・・・
- 11. 会員等の位置づけ及び会費に関する細則・・・・・・・・
- 12. 事業・組織体系図・・・・・・・・

年 月 日

殿

法人の名称

代表者の氏名

印

### 移行認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 45 条の規定による認可を受けたいので、同法第 120 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 記

- 1 主たる事務所の所在場所
- 2 従たる事務所の所在場所
- 3 認可を受けた後の法人の名称
- 4 旧主務官庁の名称

【別紙 1 : 法人の基本情報】

法人コード	
法人名	

1. 基本情報

フリガナ					
法人の名称					
フリガナ					
認可を受けた後の法人の名称					
現在の法人区分	<input type="checkbox"/> 特例社団法人 <input type="checkbox"/> 特例財団法人				
旧主務官庁の名称 <sup>注1</sup>					
主たる事務所の住所及び連絡先					
住所	〒	都道府県	市区町村		
	番地等	(建物名又は部屋番号がある場合は、記載してください。)			
代表電話番号			F A X 番号		
代表電子メールアドレス			@		
ホームページアドレス					
代表者の氏名					
事業年度	月	日	~	月	日
申請業務担当者 <sup>注2</sup>					
氏名 (又は名称)			役職 (又は担当者名)		
電話番号			F A X 番号		
電子メールアドレス			@		
事業の概要					

注1 : 旧主務官庁の名称及び担当部局を記載してください。また、複数の旧主務官庁が存する場合には、全ての旧主務官庁を記載してください。

注2 : 代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

【別紙 2 : 公益目的財産額】

2. 公益目的財産額

1. 算定日	年 月 日
2. 公益目的財産額 ( i + ii - iii - iv )	円
i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載してください。	円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 ……規則第 14 条第 1 項 1・2 号 ※別表 A(1)の (時価－帳簿価額) の額を記載してください。	円
iii 基金の額…規則第 14 条第 1 項 3 号 ※別表 A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。	円
iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額 ……規則第 14 条第 1 項 4 号 ※別表 A(4)の額を記載してください。	円

## 別表 A(1)〔公益目的財産額の算定〕

## 【時価評価資産の帳簿価額との差額】

(1)時価の合計額	(2)帳簿価額の合計額	(1)-(2)の額 <sup>注</sup>
円	円	円

注：「(1)-(2)の額」を別紙2に記載してください。

## 【時価評価資産の明細】

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
(土地 <sup>注</sup> 又は土地の上に存する権利…規則第14条第1項第1号イ)				
イ1		円	円	
イ2		円	円	
イ3		円	円	
イ4		円	円	
イ5		円	円	
イ6		円	円	
イ7		円	円	
イ8		円	円	
小 計		円	円	
(有価証券…規則第14条第1項第1号ロ)				
ロ1		円	円	
ロ2		円	円	
ロ3		円	円	
ロ4		円	円	
ロ5		円	円	
ロ6		円	円	
ロ7		円	円	
ロ8		円	円	
小 計		円	円	
(その他時価と帳簿価額との差額が著しく多額な資産…規則第14条第1項第1号ハ)				
ハ1		円	円	
ハ2		円	円	
ハ3		円	円	
ハ4		円	円	
ハ5		円	円	
ハ6		円	円	
ハ7		円	円	
ハ8		円	円	
小 計		円	円	

※各資産について、その時価の算定根拠を示す書類（客観的な資料又は別表B）を添付してください。

注：土地については、一団の土地ごとに記載してください。

## 【時価評価資産以外の資産の明細】

a.減価償却資産				
番号	資産の名称	帳簿価額	取得価額	償却方法
a1		円	円	
a2		円	円	
a3		円	円	
a4		円	円	
a5		円	円	
a6		円	円	
a7		円	円	
a8		円	円	
b.その他、認可申請法人において時価と帳簿価額との差額が著しく多額でない <sup>注</sup> と判断した資産				
番号	資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
b1		円	円	
b2		円	円	
b3		円	円	
b4		円	円	
b5		円	円	
b6		円	円	
b7		円	円	
b8		円	円	
b9		円	円	
b10		円	円	
b11		円	円	
b12		円	円	
b13		円	円	
b14		円	円	
b15		円	円	
時価と帳簿価額の差額が著しく多額であるか否かについての判断基準を記載してください。				

※ bの資産について、その時価の算定根拠を示す書類（客観的な資料又は別表B）を添付してください。

注：時価評価資産及び減価償却資産以外の資産のうち、時価評価の対象となりうるものを記載してください。

## 【引当金の明細】

## (1) 実施事業等に係るもの

公益目的支出計画を作成する必要がある場合のみ作成してください。

事業番号は、別紙3に記載した事業番号を記載してください。

番号	引当金の名称	帳簿価額	目的	事業番号
	計上額の算定根拠			
1		円		
2		円		
3		円		
4		円		

※実施事業等とその他の事業等に関連する引当金については、(1)に記載してください。

※それぞれの引当金の目的及び算定根拠等について説明する資料（財務規程(経理規程)、退職給付規程など）を添付してください。

## (2) (1)以外のもの

番号	引当金の名称	帳簿価額	目的
	計上額の算定根拠		
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	

※それぞれの引当金の目的及び算定根拠等について説明する資料（財務規程(経理規程)、退職給付規程など）を添付してください。

別表 A(4)〔公益目的財産額の算定〕

【基金<sup>注</sup>の明細】

番号	基金の名称	帳簿価額	定款における基金募集に関する条項
1		円	
2		円	
3		円	
合 計		円	合計の額を別紙 2 に記載してください。

※それぞれの基金について、募集事項の写しを添付してください。

注：ここでいう基金は、新制度の一般社団法人（特例社団法人）に設けられた一般社団・財団法人法に基づく基金（平成 20 年 12 月 1 日以降に新制度に基づき設定したもの）であり、従前のいわゆる基本財産等としての基金ではありません。

【その他支出又は保全が義務付けられているもの<sup>注1</sup>の明細】

番号	財産の名称	控除すべき額	公益目的財産額から控除すべき理由 <sup>注2</sup>
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
合 計		円	合計の額を別紙 2 に記載してください。

注 1：退職給付会計導入に伴う変更時差異を有する法人で、未処理額を公益目的財産額から控除する場合は、その旨及び未処理額の金額を記載し、当該未処理額の算定根拠等の資料を添付してください。

注 2：当該財産（注 1 の場合を除く。）について、当該財産の目的、法令等の要請（法人の内規を除く。）及び合理的な算定根拠の概要を記載し、補足説明資料を添付してください。

別表 B〔時価評価資産等の時価の算定根拠〕

**【時価評価資産の時価の算定根拠】**

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
		円	円	
時価の算定根拠				

※時価の算定根拠の説明を補足する資料があれば添付してください。

**【時価評価資産以外の資産の時価の算定根拠等】**

時価評価が困難であるため、帳簿価額を時価とした資産については、その旨を説明してください。

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時 価	時価の算定方法
		円	円	
時価の算定根拠等				

※時価の算定根拠の説明を補足する資料があれば添付してください。

【別紙 3 : 公益目的支出計画等】

3. 公益目的支出計画

【公益目的支出計画の概要】

1	法人の名称		
2	主たる事務所の所在場所		
3	公益目的財産額		円
4	実施事業等の事業番号 <sup>注</sup> 及び内容		
	公益目的事業 (整備法第 119 条第 2 項第 1 号イ)		
	継続事業 (整備法第 119 条第 2 項第 1 号ハ)		
	特定寄附 (整備法第 119 条第 2 項第 1 号ロ)		
5	公益目的支出の見込額 (平均の額)		円
6	実施事業収入の見込額 (平均の額)		円
7	(5の額) - (6の額)		円
8	公益目的財産残額が零となる 予定の事業年度の末日		
9	公益目的支出計画の実施期間		
10	8の年度までに合併する予定の有無 (有の場合、予定年月日)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
11	時価評価資産の明細	別表 A(1)のとおり	

注：左欄に事業番号を記載してください。

(公益目的事業の場合⇒公 1、公 2・・・、継続事業⇒継 1、継 2・・・、特定寄附⇒寄 1、寄 2・・・)

別表 C(1)-1 「公益目的支出計画」

(事業単位ごとに作成してください。)

【実施事業（公益目的事業）の内容等 ①】

事業番号	事業の内容

(1) 事業の概要について<sup>注1</sup>

(2) 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)	
<p style="text-align: center;"><b>チェックポイント事業区分</b></p> (下欄▼ボタンをクリックして、貴法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントが右欄に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	<p style="text-align: center;"><b>チェックポイントに該当する旨の説明</b></p> (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">                         事業区分を選択してください。 ▼                     </div> 区分ごとのチェックポイント .....	<div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>
	その他説明事項

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">         事業区分を選択してください。 ▼       </div> 区分ごとのチェックポイント .....	
	その他説明事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">         事業区分を選択してください。 ▼       </div> 区分ごとのチェックポイント .....	
	その他説明事項

**(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について<sup>注3</sup>**

(許認可書の写しを添付してください。)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1：事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2：「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3：記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」欄は、課名等まで記載してください。

## 【実施事業（公益目的事業）の内容等 ②】

事業番号	事業の内容		
①	公益目的支出の見込額		円
②	実施事業収入の見込額		円
③	(①-②)の見込額		円
④	損益計算書の費用の見込額		円
⑤	損益計算書の収益の見込額		円
この事業に係る実施事業資産の名称及び帳簿価額（時価評価資産については番号を記載してください。）			
			円
			円
			円
			円
備 考			

※①～⑤の見込額は、申請時において添付する事業計画書に基づく収支予算書（損益計算書と同様に作成したもの）に記載された費用・収益をもとに記載してください（①及び②の額の算定の内容については、別表C(1)-3に明細を記載してください）。

※公益目的支出計画の実施期間において、この事業の拡大や縮小の予定がある場合や、事業の実施場所、役務の相手方が変更する予定がある場合は、備考欄にその内容及び時期を記載してください。



別表 C(2)-1〔公益目的支出計画〕

(事業単位ごとに作成してください。)

**【実施事業（継続事業）の内容等①】**

事業番号	事業の内容
定款（法人の事業又は目的）上の根拠	

(1) 事業の概要について<sup>注1</sup>

(2) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について

(許認可書の写しを添付してください。)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1：事業の概要の欄では、事業の実施のための財源や人員、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

## 【実施事業（継続事業）の内容等 ②】

事業番号	事業の内容		
①	公益目的支出の見込額		円
②	実施事業収入の見込額		円
③	(①-②)の見込額		円
④	損益計算書の費用の見込額		円
⑤	損益計算書の収益の見込額		円
この事業に係る実施事業資産の名称及び帳簿価額（時価評価資産については番号を記載してください。）			
			円
			円
			円
			円
備 考			

※①～⑤の見込額は、申請時において添付する事業計画書に基づく収支予算書（損益計算書と同様に作成したもの）に記載された費用・収益をもとに記載してください（①及び②の額の算定の内容については、別表C(2)-3に明細を記載してください）。

※公益目的支出計画の実施期間において、この事業の拡大や縮小の予定がある場合や、事業の実施場所、役務の相手方が変更する予定がある場合は、備考欄にその内容及び時期を記載してください。



別表 C(3)-1〔公益目的支出計画〕

(特定寄附ごとに作成してください。)

【特定寄附の内容等①】

事業番号	特定寄附の内容		
相手方の名称及び所在場所			
認定法第 5 条第 17 号への該当性 <sup>注1</sup>			
特定寄附の見込額 (当該寄附に係る公益目的支出の見込額)			円
用途を特定する場合の用途の内容			
寄附を実施する予定の時期及び寄附に必要な財源等 <sup>注2</sup>			
寄附に係る時価評価資産の番号、名称及び帳簿価額 <sup>注3</sup>			
			円
			円
			円
備 考			

注 1：相手方が、認定法第 5 条第 17 号に該当する場合は、当該相手方が認定法施行令第 8 条に該当することについて備考欄に説明してください。

注 2：この寄附を行う時期及び寄附に必要な財源の確保の方法を記載してください。現物資産を寄附することを予定している場合は、当該資産を記載してください。

注 3：資産を寄附することを予定している場合で、当該現物資産が時価評価資産である場合に記載してください。





別表 C (5) [公益目的支出計画]

【公益目的支出計画の実施の見込み】

	初年度 <sup>注1</sup>	翌年度(口：不要) <sup>注1</sup>	翌々年度(口：不要) <sup>注1</sup>	以降 <sup>注1</sup>	実施期間の累計額 年間
公益目的財産額	円	円	円		円
公益目的収支差額の見込み	円	円	円		円
公益目的財産残額の見込み	円	円	円		円
公益目的支出の額の見込み	円	円	円		円
	円	円	円	① 計画が完了するまで同様の見込み …□	円
	円	円	円		円
	円	円	円	② 一部の実施事業等について、変更が生じるこ …□ とが予定されている。	円
実施事業収入の額の見込み	円	円	円		円
	円	円	円		円
	円	円	円		円
備考					

注1：公益目的支出計画の公益目的支出の額等の見込みについて、計画初年度から翌々年度までの見込額を記載し、以降、計画が完了するまでの間の見込みについて、①又は②にチェックしてください（翌年度、翌々年度の見込が初年度と同様の場合は、事業年度欄の不要をチェックしてください）。

：②にチェックをしたときは、その変更が予定されている内容（実施事業を行う期間が定まっており、公益目的支出計画実施期間中に当該事業が終了する場合など）について備考欄で説明してください。

別表 D〔公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み〕

【公益目的支出計画の実施期間中における収支の見込み】

	初年度 <sup>注1</sup>	翌年度(□: 不要) <sup>注1</sup>	翌々年度(□: 不要) <sup>注1</sup>	以降 <sup>注1</sup>
法人全体の経常収益の見込み	円	円	円	
実施事業等会計の収益	円	円	円	
その他会計の収益 <sup>注2</sup>	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
法人会計の収益	円	円	円	① 計画が完了するまで同様の見込み …□
法人全体の経常費用の見込み	円	円	円	
実施事業等会計の費用	円	円	円	② 一部の事業等について、変更が生じることが予定されている。 …□
その他会計の費用	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
法人会計の費用	円	円	円	
法人全体の経常増減額の見込み	円	円	円	
備考 <sup>注3</sup>				

注1：公益目的支出計画の公益目的支出の額等の見込みについて、計画初年度から翌々年度までの見込額を記載し、以降、計画が完了するまでの間の見込みについて、①又は②にチェックしてください（翌年度、翌々年度の見込が初年度と同様の場合は、事業年度欄の不要をチェックしてください）。

：②にチェックをしたときは、その変更が予定されている内容（その他の主要な事業の実施する期間が定まっておらず計画実施期間中に当該事業が終了する場合など）について備考欄で説明してください。

注2：個別のその他事業については、法人の行うその他事業のうち、主要なもの（法人全体の財務に影響を与えるようなもの）についてその収益・費用の見込みを記載し、それらの詳細を別表E(1)に記載してください。

注3：計画実施期間中における多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分など、法人全体の財務に大きな影響を与える活動について、その計画がある場合には予定している時期及び内容を備考欄に記載してください。

別表 E(1)〔その他説明書類〕

【その他の主要な事業の内容等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容		
定款（法人の事業又は目的）上の位置づけの有無			
事業の概要			
この事業が公益目的支出計画の安定的な実施に支障を及ぼさないことについて <sup>注1</sup>			
①	損益計算書の費用の見込額		円
②	損益計算書の収益の見込額		円
備 考 <sup>注2</sup>			

注1：この事業を継続的に実施していく上で、必要な財源や施設が確保されているなど、当該事業により公益目的支出計画の実施に支障がないことを説明してください。

注2：この事業を今後拡大又は縮小（廃止）するなどの計画がある場合は備考欄にその内容及び予定時期を記載してください。















## 誓 約 書

年 月 日

殿

法人の名称

代表者の氏名

印

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 45 条の認可（以下「移行認可」という。）の申請をするに際し、以下の事項について誓約します。

## 1 実施事業等を行うに当たり特別の利益の供与を行わないことについて

移行認可を受けてから、整備法第 124 条の確認を受けるまでの間、整備法第 119 条第 2 項第 1 号イ又はハに規定する事業（以下「実施事業」という。）及び同号ロに規定する寄附を行うに当たり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 3 号及び第 4 号に相当する行為を行いません。

## 2 実施事業を行うに当たり必要な許認可等について

実施事業を行うに当たり必要な許認可等について、整備法第 124 条の確認を受けるまでの間に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を届け出るとともに、必要な事務手続きを行います。

## 3 事業の継続について

移行認可の申請において、継続して実施事業に使用するため一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）第 14 条第 1 項第 1 号に規定する時価評価資産でないとした資産に係る事業については、整備法第 124 条の確認を受けるまで継続して実施します。

## 4 資産運用方針等の変更の届出について

移行認可を受けてから、整備法第 124 条の確認を受けるまでの間に、多額の借入れや債務の保証、高額な財産の取得等を行うことにより、公益目的支出計画の実施期間中の収支の見込みが変更される場合には、予め届け出るとともに、必要な事務手続きを行います。

別表 E(4)〔その他説明書類〕

法人コード	
法人名	

【定款の変更の案についての説明書】

定款の変更の案について、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（留意事項）の「Ⅱ各論」に記載された各事項と異なる定め（記載方法）を選択している場合に、その理由を説明してください。

定款の条項	留意事項の 関係部分	説明

【別紙4：その他の添付書類】

4. その他の添付書類の一覧

1. 定款
2. 定款の変更の案
3. 定款の変更に関し必要な手続きを経ていることを証する書類 (社員総会・評議員会等の議事録の写し)
4. 登記事項証明書
5. 算定日における財産目録並びに貸借対照表及び附属明細書
6. 申請直前事業年度の損益計算書及び附属明細書
7. 申請直前事業年度の事業報告及び附属明細書
8. 事業計画書及び収支予算書
(以下は必要な場合に提出すべき添付書類)
9. 許認可等を証する書類 ※実施事業を行うにあたり必要な許認可等がある場合のみ
10. 最初の評議員の選任に関する旧主務官庁の認可書の写し ※特例財団法人の場合のみ
11. 会員等の位置づけ及び会費に関する細則 ※定款のほかに、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ
12. 事業・組織体系図 ※複数の実施事業を行う場合又は複数の事業所で実施事業を行う場合のみ